

平成24年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成24年 6月19日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 1号 平成23年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 4 議案第53号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約について

第 5 議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 6 議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第50号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第51号 町道の路線変更について

第 9 議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第10 発議第 2号 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書

第11 発議第 3号 大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書

第12 閉会中の継続調査について

第13 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 小 田 耕 治 君

2番 篠 塚 信 太 郎 君

- 3 番 村 山 良 夫 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 山 田 均 君
- 7 番 東 まさ子 君
- 8 番 岩 田 恵 一 君
- 9 番 松 村 篤 郎 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 西 山 和 樹 君
- 12 番 原 田 寿賀美 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 森 田 幸 子 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 中 尾 達 也 君
- 和知支所長 榎 川 諭 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画政策課長 山 森 英 二 君
- 税務課長 堂 本 光 浩 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君

保健福祉課長	岡 本 佐登美 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	木 南 哲 也 君
教育次長	藤 田 真 君
代表監査委員	船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書記	上 西 貴 幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番議員・松村篤郎君、10番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各委員会が開催され、提出議案の審査等について協議がされました。

開会中に受理した要望書をお手元に配付しております。

本会議終了後、この場において全員協議会を開催いたします。

また、その後、交通網対策特別委員会が開催されます。

議員の皆さんには大変ご苦勞さまでございますがよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成23年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（野口久之君） 日程第3、報告第1号 平成23年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題といたします。町長の報告を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

各位には、連日熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告第1号 平成23年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告

しなければならぬとされているところであります。

今回、報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました一般会計保育所施設管理事業ほか11件、水道事業特別会計水道事業ほか2件、下水道事業特別会計農業集落排水施設整備事業1件の翌年度繰越額の総額5億1,134万円であります。これらに充当します財源は、国府支出金1億5,497万8,000円、地方債2億4,600万円、その他の財源1,414万5,000円、一般財源9,621万7,000円です。

以上、報告第1号の説明といたします。

○議長（野口久之君） 以上で、報告を終わります。

《日程第4、議案第53号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第53号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約についてを議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第53号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約についてですが、樹山・野口特定建設工事共同企業体と、7,574万1,750円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いしております。

工事の概要につきましては、下山地内の京都中央テクノパークの緑地帯で発生しました地すべりの復旧対策として、頂上部の土塊の除去と法面下部において集水ポーリング工及びアンカー工を施工するものであります。なお、工期は平成24年12月28日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 失礼します。ただいま上程となりました議案第53号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約について、補足説明のほうさせていただきます。

施工場所につきましては、議案第53号資料の1枚目に書いております位置図のとおり、国道27号バイパスを北に向いて東側の京都中央テクノパーク内の緑地帯の部分であります。本緑地帯につきましては、都市計画法32条の協議により、公共施設として町に移管された町有地となっております。

資料の2枚目、平面図をごらんください。赤の破線で囲んでいる部分、約4,000平米において、昨年5月の梅雨前線豪雨により、地形の変異を確認いたしました。以降、調査及び解析を昨年度において、実施しております。その結果といたしまして、法面上部に対し、下部が脆弱であること、降雨による地下水の上昇も起因し、法面下部が移動したため、上部を引っ張る形で、地すべり活動が活発化し、地形の変状が拡大したことが判明しましたので、復旧工法として、経済性も考慮する中で、資料の3枚目、標準断面図のほうをご確認ください。

標準断面図に書いておりますように、頂上部の赤色で着色しております部分の土塊の除去と法面下部における集水ボーリング工及びアンカー工の併用による工法を選択いたしまして、復旧工事を進めることとしております。

また、工事の内容につきましては、資料の4枚目につけておりますので、ご確認をいただきますようお願いいたします。

なお、本工事の契約につきましては、議案第53号のとおり、契約金額7,574万1,750円、契約の相手方といたしまして、京都府船井郡京丹波町上野坂口83番地2 樹山・野口特定建設工事共同企業体、代表者株式会社樹山工業、代表取締役樹山哲也、契約期間は平成24年12月28日までとして、お願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第53号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第53号の質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、提案になっております請負契約につきましては、町有地で地すべり、崩壊が起こることということで、災害復旧工事をするということなんですが、一つは今回の工事の考え方として、通常、人家もないわけですし、いわゆる農地もないという中で、たまたま、そこの地すべりを起こす場所が、町有地だったということで、今回、そういう工事をやろうということになっているわけですが、それでは、この財源です。このことが起こったときに町長も特別交

付税をお願いに行ってきたという話もあったわけですが、今回、一般財源を充当するということになっているかと思うんですけれども、非常に財政のこういう大変な時期に一般財源を投入して、災害復旧ということになっているわけですが、財源確保については、どのように取り組んでおられるのか、また、見通しについては、どうなのか、1点伺って、まずおきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要望はしておりますが、確たる文書的な返事はありません。ただ、理解はいただいているところです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 合わせて伺っておきたいのは、実際、町内でも災害、大雨などで、裏山が地すべり起こすとか、そういう場合に、災害復旧の場合には、人家が1戸以上2戸以上ないとだめだとか、農地があるとか、そういうことが非常に制約があって、なかなかそういう災害が適用を受けられないという場合もあるわけですが、今回、契約をして、工事をやろうという場所については、そういった農地も人家もないわけですが、町としての考え方としては、当然、町民の中には、そういう災害に遭うという場合に、そういうような処置をするという考え方はあるのか、たまたま今回の場合は、その場所は町の土地であったということから、こういうことになっているわけですが、非常にそういう面では、人命を考えた場合、非常に緊急にそういうことが必要な場合も当然あるわけですが、その辺の基準といいますか、考え方はどうなのか、伺っておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 災害復旧につきましては、国が持っております災害復旧事業の手引きによりまして、いろんな場合がございまして、その都度確認して災害復旧のほうは行っているところでございます。

今、おっしゃいました裏山がどうのこうのという件もありますが、そういった場合は、どういう方法でいけば、災害復旧ができるかということを検討して、所有者の方にもお伝えしておりますし、今回の場合は緑地帯の部分が町有地でありまして、その下の管理道につきましても、町有地ということになっております。ただ、国庫の負担を受けての災害復旧ではございませんので、一般財源を用いまして、復旧に当たるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今回、提案になっている災害復旧ということになっておりますが、本来、崩壊して、土砂が崩れて元に戻すというのは、災害復旧というように思うんですけど、今回の場合でしたら、そういう危険があると、もちろん亀裂もいっているわけでございますけれども、事前に防止をするという、そういう考え方になろうかと思うんですけども、町内でもそういうことがあるということからすると、やはり、本当に町民のそういう暮らし、命を守るという立場からすれば、何らかのそういう対策を、町としてもこれに見合った対策を考えていかなければ、たまたま町有地で、そういう緊急性の問題から言えば、当然、必要だという判断をされたというように思うわけでございますけれども、民家もないわけでございますので、そういう判断の考え方について、改めて、伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 危険な箇所といいますか、災害復旧の基本は、異常な天然現象が原因となって、地すべりなり道路河川、あと、家屋等を復旧を行わなければならないということが、基本になりますので、本箇所につきましては、災害が既に起こっております。災害を復旧する形で、今回の工事のほうにつきましては、お願いしているものでございまして、いろんな災害復旧の場合は、いろんな箇所がございますので、その都度、検討させていただいて、また、国費云々、また、町の単独費を用いて、復旧をする場合と、その都度検討をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

《日程第5、議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、説明でも京丹波町の場合に対象となる方は、113カ国141人だということでございます。本人にも連絡を文書で送ったという話も聞いておるわけでございますけれども、具体的にそういうような対象となる方へ、きちんとそういうことが届いているのか、方法としては、どういう確認をされるのかということをお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございましたように、現在、対象の方には、書留で、通知を送らせていただいております。また、事業所に来ておられる方のところにつきましては、個別に説明を兼ねて事業所訪問をさせていただいております。

しかし、一部書留が届かずに戻ってきている方もございますので、それぞれの住所を訪問して、現在、調査をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） この対象となる141人以外には、ないのかどうかというのが1点と、それから、今回、こういう改正をされますと、在留資格を有しない外国人については、住民基本台帳に登録しないということになるろうというふうに聞いているんですが、京丹波町の場合には、そういうことは、現時点では、ないのかどうかということと、そうなりますと、行政サービスなどを受けられないということも起こるといふように思うんですけれども、その辺についてはどうなのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 現在のところ、141人に通知を行いまして、その後に外国人登録をされた方には、また個別に通知をさせていただいております。

また、不法滞在といえますか、在留資格を有しない方につきましては、現在のところ、ないと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この法律は、平成21年7月15日に交付され、平成24年7月9日に施行されるものですが、その内容は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の改正を行うものでありますが、今回の住民基本台帳法の改正で、これまで、日本国民だけを対象にしていたが、中長期の在留者や、特別永住者など一定の範囲の外国籍住民を加えることになり、外国籍住民の方にとっても、地方自治体にとっても、必要な措置であると考えます。

住民基本台帳制度は、市町村長が住民の居住関係を交渉するということが大きな目的であり、また、行政サービスの提供の基礎となるものです。京丹波町でも、国際結婚をされている方も増えておりますし、国際交流協会を中心に国際交流が取り組まれております。また、京丹波町には、113カ国141人の方が今回の改正に伴う対象との説明もありましたが、これからは、さらに国際交流が進むことが考えられますし、そうした中で、中長期在留者や、特別永住者や、在留資格を持たない場合などのいろんなケースが起こる可能性が考えられます。今回の改正に伴い、在留資格を持たない外国人を行政サービスから排除する危険があることが指摘をされています。外国人登録は、全ての外国人を対象にしていたが、住民基本台帳の適用の場合は、四つの類型に限定しており、国際人権規約などの医療、社会保障を受ける権利などを踏まえて、在留資格を有しない外国籍住民であっても、住民としての生活実態があれば、自治体が住民基本台帳に記載して、行政サービスが受けられるようにすべきであることを指摘をして、反対討論といたします。

議長、済みません。先ほど私、数字を間違ったそうございまして、13カ国141人ということでございますので、訂正しておきます。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

○6番（山田 均君） 提案説明のときに、639人のうち70人が対象になるという説明をこの新旧対照表の説明のところで伺ったのですが、この70人の対象者の中に今回、外国人登録から住民基本台帳に登録されるということで、その対象となる方は、何人おられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 申しわけございませんが、日本人と外国人の区分については、集計をしておりませんので、現在は、お答えできません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第50号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第50号 丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東まさ子君） 常任委員会でもお聞きしていたわけではありますが、今回、都市公園ということで、完成をしたということではありますが、従来は田んぼであった土地であり、形態も全く変わった形に、都市公園ということになりました。それで、維持管理につきましては、町がされるということで、お聞きしたわけではありますが、基本的にいろいろ公園自体、水路を含めて、どういうふうに維持管理をされていくのか、それと、民有地も一部残されており、そういう景観も含めて、どういうふうに公園自体の良好な環境を保っていかれるのか、基本的なことについて、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 公園の管理につきましては、常任委員会でもお答えいたしましたように、まだ、芝生の養生期間、二、三年芝生が根づくまでかかりますので、その部分については、委託という形で管理をしてまいりたいというふうに考えております。

また、水路と外構も含めまして、水路の清掃等の管理は行っていきたいというふうに考えておりますが、一部用水路につきましては、水利組合のほうで管理をしていただく部分もございます。

また、隣接して、未買収地等もございますので、公園としての景観を損なわない形で、周

辺の管理につきましても、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 一つは、今回の都市公園の条例に加えるということで、提案なっているわけでございますけれども、前回でもちょっとお尋ねしていたわけですが、最終的な事業費、看板を設置するというので、概算の金額ということで、約ということで聞かせていただいたんですが、現時点の財源内訳です。最終的には大体どうなるのかということの一つ伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、この都市公園、非常に2万8,000平米に近い大きな面積の公園ということになるわけでございますが、今、管理のこともお尋ねになったわけでございますけれども、都市公園の趣旨から言いますと、主として、近くに住民たちが利用するということになるわけでございますが、実際、一定、フェンスも張られているわけでございますけれども、通常、散策道というのがあるわけでございますが、幼稚園側からも、また、小学校の登り口からも入って、自由にこの中で散策ができるということになるんだと思うんですけれども、非常に場所的に一般の目が届きにくい部分もあるわけございまして、たまり場になったりしなければいいなと思う面もあるわけでございますけれども、そういう通常的な管理というのは、特に、自由に入って自由に使っていただくという、こういう考え方なのか、一定、だれかお願いして、定期的に巡回をしてもらうというような、そういうようなことも考えておられるのか、合わせて、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 事業費の財源の内訳ですが、本年度の計画時点の財源の内訳になりますが、国庫の事業によって整備しておりますので、国庫の支出金が2億2,830万円、起債によりますものが5億730万円、あと一般財源といたしまして約1億3,431万4,000円、あとその他といたしまして1,460万円で財源の内訳ということになっております。

それと、通常的な管理ということなんですが、一般的に供用いたしますと、解放した形で皆様に親しんでいただく公園として管理をしていくということになります。先ほども申し上げましたように、芝生の養生なり清掃なりトイレの清掃も含めてですが、管理は月に何回という形で、管理をしてまいります。通常的なパトロール的なことは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 私も、ちょっと防犯的なことで、お伺いしたいんですけど、今、開放するということがあります。ということは、夜もずっと、門戸が開いたというか、幼稚園側とこっちのひかり小学校の下と出入り口があるわけですが、そこは、門という門はつくらずに自由に開放ということに理解していいのかどうか。それと、もう一つ、そうであれば、やはり、住宅が近いこともありますし、車の入れるということになります。夜間、車が入ってエンジンをかけっ放しとか、そういうこともあり得ることもあると思うのと、この今見せていただいた図面で、おトイレなんか奥まったところに設置されているように、私は、この図面から見て、やはり、そういったところも何か危惧するところもあるんですけども、その点のお考えをお伺いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 門につきましては、自由に使っていただくということで、門のほうは設置しておりません。全て開放するという形で、公園のほうには自由に出入りしていただく形になると思います。また、車の進入も含めてですが、防犯面では、公園内に街灯のほうを設置しておりまして、夜間の防犯対策として、照明灯は設置しております。

車につきましても、駐車場がありますので、自由に入られる形になると思うんですが、防犯対策といたしましては、また、看板等で啓発をする以外は方法はないかなというふうに考えておりますので、供用は7月にしたいということでございますので、それまでにご近所の方に迷惑にならない形で使っていただけるような啓発の看板等の設置はしていきたいというふうに考えております。

○町長（寺尾豊爾君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第51号 町道の路線変更について》

○議長(野口久之君) 日程第8、議案第51号 町道の路線変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、議案第51号を採決します。

議案第51号 町道の路線変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第9、議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○8番(岩田恵一君) ちょっと今、法律の名前変わっているかもしれませんが、適化法の関係の整理はどうかと、例えば、補助金の返還があるのかというようなことも含め

てお伺いしておきたいというように思います。

それから、今回、予算を見ますと、賃借料が入っていないということで、無償貸与ということだと思えますけれども、この辺の賃貸借契約の内容について、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 適化法の関係でございますけれども、いわゆる施設を無償で転用・貸与・譲渡する場合につきましては、文部科学大臣への報告のみでの手続となります。この場合につきましては、国庫補助金の返納は発生をいたしません。

また、有償で転用・貸与・譲渡する場合につきましては、残存年数分の国庫補助金を返納するか、国庫納付金相当額以上の額を学校の施設整備に要する経費として、当てることを目的とした基金に積み立てて、適切な運営をすることというふうにされています。

国庫補助金の返納額等につきましては、一定整理をさせていただいているところでございますけれども、今回の場合につきましては、校舎及び調理場の部分ということでございまして、約1億3,790万円となります。

また、これに伴いまして、起債分においても、約4,550万円の繰上償還金が発生することになりまして、合わせて1億8,340万円の返納金が発生するのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） ただいまの岩田議員のご質問でございますけれども、貸し付けの形態につきましては、土地建物につきましては、無償貸与というふうに計画をしております。無償貸与といたしました理由としましては、今回、事業を実施をされます社会福祉法人が、地域密着型の福祉施設としての事業を展開をするということで、事業の公共性というものを重視をしておりますなり、また、先ほど、次長のほうが説明しましたように有償等によりまして、返還金等が発生するというような理由を総合しまして、検討した結果、無償貸与という形で整理をしたものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） ちょっと一つわからなかったんですが、ということは、普通財産ではなしに共有財産でまだ残っているという意味になるのですか。それから、無料貸与のことはわかりました。ただ、契約年数です。改築されて経営されていくことに当たっては、20年、

30年と先を見越さないといけないと思うんですが、その場合に、例えば、その事業者が撤退するという場合に、残った建物の処分です。その辺のことも頭に入れておく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、その辺の考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 学校施設につきましては、既に普通財産になっているところがございます。また、契約の内容でございますが、契約年数に関しましては、町の財務規則等に年数等の規定がございませんので、京都府なり、先進地等の事例を基に年数は5年という形で調整をさせていただいております。

また、社会福祉施設という事業を実施する間につきましては、更新をすることができるというような形での整理としております。

それから、事業を撤退される場合の施設の原状復旧、あるいは、取り壊し等の部分につきましては、引き続き、事業者さんとの整理、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、無償貸与の理由として、地域密着型の施設であるというふうに、地域に貢献しているということで、無償貸与ということでありましたけれども、ほかにもこういうケースがあった場合の対応について、基本的にはどういうふうに対処していかれるのか、考え方について、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう事実が起きたとき、事例ごとにまず判断するということがあります。今、担当課から答弁しているとおおり、今回は社会福祉法人が、地域貢献しているということで判断しました。その後も、そういう類似であれば、同じ判断になると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 先ほど、岩田議員の質問で、貸与期間が終了したときの建物の解体とございますか、処分の負担の問題について、これから協議という話だったんですが、具体的には、今回、こういう府の補助金を受けて、山彦にその補助金を出すということになるんですけれども、旧学校そのものをいつから貸与するという、もう既に契約をされているのか、当然、前提で進んでいるということだと思ってしまうんですけれども、いつをもって、契約ということ

になるのか、これまでいただいている資料によりますと、指名業者選定委員会が9月ということになっているわけで、当然、施設に入って、いろんな調査もされるということになろうと思うんですけども、それは、どうなのか、1点、伺っておきたいというように思います。

それから、町長に伺っておきたいと思うんですけども、一般質問でもお尋ねをしていたんですけども、町長は地域の意向を大事に考えて対応してきたというように言われているわけですが、当然、そうであったかと思うんですが、私がお尋ねをしておきたいのは、京丹波町は合併以来協働のまちづくりということで、取り組んでおります。そういう立場から考えた場合に、地域の振興会を中心に地元の方々がいろいろ取り組みをされてきた経過の報告も受けているわけですが、住民自治組織によるまちづくりの京丹波町が出しております基本方針では、住民自治組織の役割として、地域における課題の解決や魅力ある地域のまちづくりを実践すると、そして、協働とは町民と行政が互いに尊重し合っ、対等な関係に立ち、それぞれが持っているできる限りの知恵や資源を持ち寄り、それぞれ責任と役割を分担して、協力し合うことだという、こういうように述べているわけですが、そういう立場で、今回の跡地利用に対する町としての考え方は、どうであったのか。その点、合わせて、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 1点の期間満了後の協議ということで、先ほども申しましたように、契約の締結に向けまして、現在、事業者さんと調整中でございます。現在、事業者におかれましても、実施設計中ということで、スケジュールのほうもお示しをしておりますように、工事業者の選定が9月からということで、実際に業者を選定したのちに10月に入りまして、入札の通知がなされるというような計画になっておりますので、その時点が事業着手というふうにとらまえておりますので、それまでに、契約のほうを締結をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、山田議員が協働のまちづくりについて、るる説明いただいたわけですが、力を合わせて汗をかくという趣旨で、そのとおりのことを私は実行したという自負を持っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 契約のことですけれども、今、10月に入札ということで、それが事

業着手だということで、それに向けてということだったんですが、当然、入札に向けて、現場の説明も含めて、いろんな業者との関係もやられるということになりますので、極端に言えば、町の敷地内、施設にそういう方々が入ってくるということになると、使用許可とか、そういうのを皆出していただいて、調査や見ていただくと、こういうことになると思うんですけれども、当然、そういうことではなしに、早い時期に契約をして、それに基づいて、この施設の改修に取り組むということが、本来の道かと思うんですけれども、非常に何かこれでいくと9月の末とか、入札前ということになるということなんですけれども、その辺のことは、特別そういう出入りをされても問題ないという考え方なのか、今、先ほどから出ておりました貸与期間が終了した場合の後の建物の処分をどうするかということの話が煮詰まっていないということなのか、その辺、どうなのか、これ、今回、予算が計上されて議決されると、当然、それに基づいて、進出をするということになるわけなので、それに基づいて、山彦苑のほうは、いろいろ進められるということから考えますと、その辺の契約の時期というのはどうなのかというように思うんですけれども、もう一度、その点、伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 契約の時期につきましては、ただいま申し上げましたが、最終的な期限ということでございまして、当然、それまでに事業者さんと調整すべきところ、点につきまして、調整が終了しました後には、速やかに契約の締結をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 契約の期間のことについて、お聞きをしたいんですが、一応5年という期間を切ることが慣例になっているのか、または、いろんな法律的にそうしなければならないのか、その辺が問題なんです、一番懸念いたしますのは、今回の予算で出ますお金で、校舎を改増築されると思うんです。いわゆる構築物をされるんだと思うんです。そうしますと、当然、減価償却という問題が起きるんですが、構築物の減価償却の期限というのは、ちょっと間違っているかもわかりませんが、5年以上の期間、多分10年だったと思うんですが、そうなりますと、5年で更新をするということは、投資した人にしてみたら、まだ減価償却が済んでいないのに、返還しなければならないという問題が起きる。そういうことがわかっている契約を事前にすることそのものに私は疑問を感じますので、5年という更新ではなしに、少なくとも構築物の原価計算の期限を一回の更新の期間にしておくべきだと、こ

のように思いますので、ひとつまだ契約ができていないのなら、先ほどの岩田議員ではありませんけれども、加味した契約をしておいてほしい、このように思います。初めの部分について、お答えいただけたらありがたいです。5年でないとだめだということが何かあるか。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 特に年限につきましては、制約といたしますか、制度上のものはございません。通常、残存期間といたしますか、当然、減価償却が残っている期間につきましては、利用は可能だというふうには思いますけれども、かなり年数的にも数十年というふうに残存期間もありますので、そういった長期の契約を果たしてすることが適切かどうかというところが問題でありまして、一般的にといたしますか、そういったことをきっちり財務規則等でうたっている場合については、適用することが可能ですけれども、本町におきましては、そういった部分については、財務規則にはうたわれておりませんので、京都府さんなりの先進の事例を参考として、5年とさせていただきます。

それから、年数につきましては、その事業を継続してする期間は契約が継続できるというふうにしておりますので、一定、5年での区切りはありますけれども、当然、事業を事業者さんが続けられる間につきましては、継続して契約ができるものとして、考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今、私が申し上げています原価計算の期限というのは、町サイドの話ではなしに、今回の場合でしたら、山彦苑さんが1億数千万円の補助金プラス自己資金で校舎等を改築されるわけですね。だから、山彦苑さんにしてみたら、例えば、10年としたら、10年間はかかって減価償却するわけです。5年で更新して、それができない場合、5年分はだれが負担するんだという問題が出てきますので、厳密に言えば、契約そのものに欠陥があるということになりますのでね。その辺のことをよく勉強して契約書をつくって契約してほしい、こう申し上げているんです。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） ただいまの点ですけれども、当然、事業者サイドからすれば、5カ年で契約が打ち切られるという懸念がされておきまして、そういったものを解消するために事業が実施されている期間は、更新を妨げないというようなそういう文言で締結をする予定としております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点、伺っておきたいのですが、一つは今回、無償貸与する

ということなんですけれども、結果として、先ほど、有償にすれば補助金の返還を求められるということがございました。逆に言えば、その分を今後町としては、負担、償還をしていくと、こういうことになるわけなので、考えてみれば、それだけまだ価値のあるものを無償で貸すということになるんですけれども、別に、賃貸料をいただかなくても、寄附という行為もあるので、やはり、応分の負担をしてもらうということも、一つの考え方かと思うんですが、その辺の考え方はあるのかなのかということが1点と、もう一つは、今回、こういう形で、山彦苑に貸与すると、旧小学校を使うということになりますと、地元への交通量も当然増えるわけですし、毎日、マイクロを含めて車の出入りもするということになりますと、ああいう場所でございますので、非常に地元の協力も必要かと思うんですけれども、具体的に、町として、地域への説明や地元三ノ宮区への説明などは、考えておられるのか、当然、そういうことも必要かと思うんですけれども、合わせて、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地元と十分協議して、そして、山彦苑さんに使ってもらおうという一つの決断をしました。今、言ってもらったとおりなんです。あれだけの土地、そして、建物を地元の方に使ってくださいと、そのことが地域振興なんですよとあって、言わせてもらいました。地元の人に。何も協力してくれないのかと言って、その間、話があったわけです。そんなことないでしょ、これだけの土地と建物を地元の人に有償でというような話を最初からではないですか。ただで使ってもらったらよいと、協力すると言ってたんですよ。ところが、地元では、使わないという結論に達したわけです。そこで、山彦苑さんにも皆さんおっしゃっているとおり、あれだけの町有財産であります。いろんな町有財産とか、一般財産だとか、いろんな表現をしますが、何をしても約1万5600人、町民の財産です。それを山彦苑さんに使ってもらおうということでもあります。いろいろ、心配いただいておりますが、地元では、使わない、あるいは、使えないという結論に達したわけです。そこに、まだ地元ですと、運営費を幾らかでも出しますよという提案もしていたわけです。というのは、梅田の明俊だって支援しているし、質美の小学校の跡地利用についても支援しているわけですから、同等の支援はさせていただきますよと言っていたわけです。山彦苑さんはそんなことをおっしゃっていません。支援してくれなんて。自分だけでやっていくって。ただし、非常に大事な財産を無償で貸してほしいという申し入れを受けて、そのことにおこたえしたということでもあります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 地元への説明会の開催でございますけれども、一たんは、町の

方向性というものは、地域振興会さんのほうにお返しをしました。

その際にも、一定、事業が進展をしていきまして、事業者さんと調整ができた段階で、また、ご報告はさせていただきますというふうにも申し上げておりました。その関係上、事業者さんなり、三ノ宮地域振興会さんとも十分調整をさせていただいて、そうした機会をもっていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 1点だけお尋ねしたいというように思うんですけれども、こうした介護保険事業にかかわる計画でございますので、当然ながら、介護保険事業計画というのがありまして、これが第5期が平成24年から26年までの計画ということで、先日配っていただいた資料もあるわけなんですけれども、この計画によりますと、平成26年にこうした地域密着型の介護老人福祉施設が開所予定というか、運開するというような計画になっているんですけれども、この説明資料をいただいた中身によりますと、平成25年6月に開設をするというような計画になっております。3月時点までは、多分、平成26年、こういうお話が出ていませんでしたので、多分、平成26年に開設する予定だったというふうに思うんですけれども、それが補正予算という形で、当初予算には組まれていない事業が、6月の補正の中でこうして出てきたという背景には、それなりの理由があるというふうに思うんですけれども、どういう理由があって、こういう計画が、2カ月の間に変更になったのか、その点を1点、お伺いしたいのと、それと、当然ながら、それぞれ、65歳以上の1号被保険者の方には、介護保険料の通知が6月の時点で、それぞれ送られておまして、その介護保険料の算定根拠というの、この介護保険事業計画に基づいて、保険料が算出されているというような形になっております。これ、1年早く運開したときにどの程度、介護保険事業の中の金額的な面で、影響が出るのか、その2点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 小田議員さんのお尋ねの件でございますが、まず、平成26年度の計画が平成25年6月開設に変わったということでございますが、これにつきましては、京都府さんの補助事業でございますが、基金を原資とされておりまして、平成23年度で終了の予定でございましたが、平成24年度まで延長になりまして、京都府から施設整備の計画のある事業所の照会がございまして、山彦苑さんから申請があったものでございます。それによりまして、事業が早められたということでございます。

もう1点。保険料への影響はということでございますけれども、地域密着型の施設分につきましては、計画期間中に7,500万円余りの増加となろうかと思っておりますが、居宅サービ

スの部分において、減額も見込まれるところがございますが、多少の増減は見込まれますが、入所希望者が年々増加する中で、施設整備が早い段階で行われるということは、サービスの充実や地域福祉の増進につながるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第52号を採決します。

議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、発議第2号 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書》

○議長（野口久之君） 日程第10、発議第2号 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書を議題といたします。

本意見書は、地方自治法第112条及び議会規則第14条第2項の規定により、山内武夫君から議長に提出されております。提出者に提案説明を求めます。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま上程になりました発議第2号 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書につきまして、提案説明を行いたいというふうに思います。

去る3月11日の福島原発事故が発生してから、1年3カ月が経過をいたしました。被災された住民の皆さんは、今なお、帰るめども立っておらず、不自由な避難生活を余儀なくられ、不安な毎日を送っておられます。このような中、去る6月16日に政府において、大

飯原発3、4号機の再稼働が決定をされました。

今日、国民の間には、福島原発事故の初期対応のおくれなどから、原発の安全性に対する疑念と不信感は一層、増幅されております。再稼働に当たりまして、一刻も早く原発に対する安全基準の策定や、災害に耐え得る施設整備、監視体制の強化など、福島原発の教訓を生かした万全な安全対策を講じるとともに、徹底した情報開示のもとに国民から十分な理解が得られるよう、努められることを強く求めるものであります。合わせて、将来的には、原子力発電に依存しないエネルギー政策の抜本的な転換や再生可能エネルギーの利用拡大を推進するためのあらゆる施策を講じられるよう強く求めるものであります。

以上、提案説明といたしまして、次に、意見書案を朗読し、提案とさせていただきます。

発議第2号

平成24年6月19日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 京丹波町議会議員 山内武夫

賛成者 京丹波町議会議員 小田耕治、京丹波町議会議員 篠塚信太郎、京丹波町議会議員 梅原好範、京丹波町議会議員 横山 勲、京丹波町議会議員 岩田恵一

#### 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣（原子力行政）

#### 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書

東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所の深刻な事故は、今もなお、被災地のみならず、日本全国に大きな爪跡を残している。とりわけ、本町に近い大飯原発でひとたび大事故が発生すれば、町民生活や経済活動はもとより、国内外に大きな影響を及ぼすこととなる。

しかし、大飯原発3、4号機の再稼働が決定された今、原子力発電の安全性について、国民から十分な理解が得られるよう、原子力発電所の安全性の確保、即ち地震や津波等の災害に耐え得る施設整備、モニタリングポストの更なる充実など、監視体制の強化を図ることや正しい情報提供、また伝達体制などについて、国において、第三者による専門的な機関により新たな安全基準を確立され、その安全性を徹底的に確保すると共に、福島原発の教訓が活かされた万全な対策を施すよう強く求める。

また、一方では、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を一日も早く実現していく必要があり、国においては、エネルギー政策の抜本的な転換や、再生可能エネルギーの利用拡大を推進するためのあらゆる施策を講じることを、併せて強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月19日  
京都府船井郡京丹波町議会議長  
野口 久之

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、提案になっております意見書の内容を見せていただいて、指摘をされているように、安全対策が不十分だということで、その安全対策をしっかりやるべきだということなんですけれども、その大前提となっているのが、大飯原発の3、4号機の再稼働を認めるという前提に立っていると思うんですけども、今のこの状況からすれば、福島原発の事故の教訓が活かされた安全な対策をとっていますが、いまだに福島原発の原因も明らかになっておりません。そういう中で、再稼働を認めるという立場をとるということは、本当に京丹波町が高浜原発から30キロ圏内に入りますし、いろんなスピーディーの調査でも、また、京丹波町全域がそういう放射能の汚染される区域になるということも、出されているわけでございますけれども、そういう点から言えば、今、京丹波の議会が、表明するのは、やはり、再稼働にしっかり反対だということを国に対して、意見を述べることだと思うんですけども、その点について、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 先ほど提案説明で言わせてもらったとおりなんですけれども、私は、去る6月16日の政府が再稼働を決定をされたというのを、そのことを現実のものとして、今後の原子力のあり方をどうすべきか、そういうような観点から、提案をしているものでありまして、ただいま、意見書に書いてあるとおりであります。

特に、再稼働が決定された今日、福島原発の教訓を十分踏まえて、万全の安全対策を早急に講じていくとともに、国民から十分理解が得られるというような施策を強く推進をすべ

きだというようなことから、提出をしておるものであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） こういう再稼働を決定したことを可として、当然、そういういろんな対策を講ずべきだという意見なんですけれども、やはり、新たな安全神話になっていくと、もう既にこの大飯原発からあと全国でも5基の再稼働に向けて、動きが強まっているということも報道されているわけでごさいます、国民のいろんな世論調査でも、6割以上の方が再稼働に反対だという、そういう調査も出ているわけでごさいます、やはり、意思としてしっかり表明すると、再稼働は撤回すべきだと、こういう立場に私は立つべきだと思うんですけれども、そういうことに立たなければ、ご指摘をここにされているような対策というのは、本当にどこが責任を持てるのかということ、1年3カ月を福島原発からたつわけでごさいますけれども、本当にいまだに十数万人の人が福島では、避難をされているということ、を考えると、やはり、いつ起きるかわからないと、福島でも、絶対安全だということできていたわけでごさいますけれども、やはり、ああいう地震が起こると、今、地震も活動期ということで、いつ起きるかわからないと言われている中で、やはり、しっかりそういう意思に対して言うということが、私は、今、必要だと思うんですけれども、改めて、その辺の考え方はどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 先ほど、答弁をしたとおりでありますけれども、それぞれに思いはあろうというふうに考えておりますけれども、現状は、福島原発のそういう教訓を踏まえて、早急に安全対策の徹底を図っていくと、そのことによって、国民の理解を得ていく。このことに尽きるというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、今回提案されております意見書に反対の立場から、討論を行います。

野田内閣が16日、多数の反対世論を無視して、大飯原発3、4号機の再稼働を決めました。野田首相は、原発事故を防止できる対策と体制はできると言っています。しかし、福島原発事故の原因究明もされていません。さらに政府がとりあえず必要とした暫定の安全基準対策さえ、まともに行われていません。防潮堤のかさ上げもできていません。免震事務棟も

3年先であります。ベント対策なども先送り、避難計画も安全対策の規制機関ありません。原発事故を起こした原子炉は今も高い放射能のため、中を見ることもできません。大飯原発の周辺で今後どのような地震や津波が起きるのかの調査研究も、来年度から始めるというものであります。

このように、地震に対する安全対策が取られていない状況にあるにもかかわらず、原発を再稼働するのは、極めて危険であり、住民の命を軽視するものと言わざるをえません。政府や電力業界は、再稼働しなければ電力不足になるといいますが、具体的な根拠も対策も示していません。福島第1原発のような過酷事故の危険を再稼働によって、つくってははいけません。電力供給と国民の安全をてんびんにかけることは、原発については、絶対許されないと考えます。

専門家は、夏場の数時間のピーク対策は今から準備すれば、原発なしでできると指摘しております。福島原発事故は、いまだに終息せず、日本全国に深刻な影響を与え続けております。全国どこの原発でも、一たん事故が起きれば、取り返しのつかない被害をもたらします。

今回の再稼働の決定は、国民の命と安全を守る立場に立つなら絶対に行うべきではありません。今回提案の意見書は、政府の再稼働を容認するものであり、賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田幸子君。

○14番（森田幸子君） ただいま上程になっております大飯原子力発電所再稼働の安全対策に関する意見書について、私は、賛成の立場から討論を行います。

昨年の東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所の深刻な事故は、今なお、被災地のみならず、日本全国に悲惨なつめ跡を残しております。

また、戦後、日本の経済成長を支えてきた原子力発電に関しても、今、大きな転換点を迎えているのではないのでしょうか。エネルギーの選択については、国民生活や経済と我が国の育成を左右する極めて重大な決断となりますが、その一方では、国民の原発再稼働に対する理解は一向に進捗していない現状にあります。

大飯原子力発電所から30キロ圏内に位置する本町にとりましては、大飯原発でひとたび事故が発生すれば、町民生活や経済活動はもとより、国内外に重大な影響を及ぼすことは必須であり、安易な再稼働を看過できる状況にはありません。

しかし、大飯原発3、4号機の再稼働が決定された今、原子力発電の安全性について、U

PZ圏内に位置する本町として、安全対策の充実を求めることは、必要不可欠です。

意見書では、地震や津波などの災害に耐え得る強固で安心な施設整備、さらに、モニタリングポストの充実を図ることにより、監視体制の強化と迅速で正しい情報提供方法の拡充が求められております。

また、国に対しては、原子力発電に依存しない持続可能で安全・安心エネルギー社会の構築にも言及しており、ときのかなった大変重要な意見書であると判断し、強く賛同し、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほか、討論ございませんか。

松村君。

○9番（松村篤郎君） 今回、大飯原子力発電所再稼働の安全対策に関する意見書提出がされました。賛成の立場で、討論を行います。

意見書の内容のとおり、大飯原発3、4号機の再稼働につきましては、政府の正式決定を受け、再稼働に向け、既に着手されつつある現状において、2基がフル出力に達するには、8月初めの見通しだと関電の話であります。7月中は、厳しい需給状況が続くことから、当面は、節電目標を維持する考えも示しております。

福井県原子力安全委員会が大飯原発の安全性を確認した、また、特別な監視体制がとられることを上げ、おおい町時岡町長も同意を表明しました。福井県西川知事は、再稼働について、関西の皆さんの生活と産業の安全を資するため、同意を決意するということを表明しました。安全性の追求に終わりはない、安心・安全を守るため、しっかりした対応を継続していくとも説明しています。

原発立地地域の安全対策だけにゆだねるのではなく、国家として、特に安全性に不安を持つ声を十分意識して、現実的な信頼が得られるような、さまざまな面で安全対策を深めていくことは極めて重要であります。再稼働への国民全体の理解は、国の科学的な議論、合理的な判断がないと観念的な議論だけでは、影響の大きい原子力エネルギーの問題について、十分な認識には至りません。着実に問題に取り組むことが、日本全体としての役目であり、国際的にもしっかりしなければならない役目であります。

以上の観点から、意見書提出に対する賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

発議第2号 大飯原子力発電所の安全対策に関する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

《日程第11、発議第3号 大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第11、発議第3号 大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書を議題といたします。本意見書は、地方自治法第112条及び議会規則第14条第2項の規定により、山田 均君から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております発議第3号 大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

東電福島第1原発の事故は、地元福島はもちろん、東北から関東、日本全国に大きな被害と影響を与えています。事故は、終息どころか、専門家による原発事故原因の徹底究明も終わっていません。こうした中で政府は、政治判断を強行し、停止中の関西電力大飯原発3、4号機の再稼働を発表しました。

政府関係閣僚会議が原発再稼働のための基準を決めましたが、免震事務棟は2015年度、防波堤のかさ上げは2013年度に実施予定など、実質的に安全対策は先送りされています。現状では、安全対策が十分なものとは言えません。ひとたび福井県で原発事故が起これば、風向きにより、京丹波町全域はもちろん、広範囲に深刻な放射能汚染が広がり、莫大な人数の命にかかわる大問題となります。地震活性期の真ただ中にある日本で、福島第1原発事故は、レベル7と認定された極めて深刻な大災害ですが、ストレステストの1次評価で対象とされた防護さくが突破され、重大事故の危機が迫ったときに、どこまで食いとめられるのか、評価をする2次評価はいまだに行えていません。

福島第1原発事故原因の徹底究明もなく、重大事故に対する備えも不十分なまま、関西電力大飯原発3号機、4号機の再稼働を行うことに強く抗議するものです。

こうした立場から、大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意

見書を提案するものです。京丹波町の一部は高浜原発から30キロ圏内に入ります。また、スピーディーによる調査では、放射能の拡散範囲が北北東の風が吹く2月は京丹波町全体に屋内退避を促す50ミリシーベルトの範囲に入ることも明らかにされています。

また、情報公開で、明らかになった屋内退避区域となる京丹波町、こうしたデータからも原発の危険性は明らかです。今、すべきことは、町民の命と安全を守ることが最優先であり、安全対策が後回しの大飯原発の再稼働を認めるわけにはいきません。

こうした立場から、意見書を提案するものであります。議員の皆さんの賛同をお願いして、提案理由の説明といたします。

それでは、お手元に配付されております発議第3号につきまして、朗読をして、提案に変えたいと思います。

発議第3号

平成24年6月19日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 京丹波町議会議員 山田 均

賛成者 京丹波町議会議員 東まさ子、京丹波町議会議員 坂本美智代

大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出先は記載のとおりでございます。

意見書の本文を朗読して提案に変えたいと思います。

大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故からすでに1年3ヶ月が経過しても、放射性物質の拡散は広範囲に及び、福島県内では、いまだに十数万人が避難生活を余儀なくされている。

そして原発近くから避難させられた住民は、いつになれば住み慣れた地に帰れるのかの見通しすら不明の状況である。それにもかかわらず、事故原因の究明はつくされず、地震や津波に対する安全対策や万が一の場合の避難計画も見直しに至らず、さらに原発の推進機関と規制機関の分離についても解決に至っていない。このように、一旦、事故が起これば取り返しのつかない被害をもたらすだけに、原発を安全に運転する保証がないからこそ、国民世論の背景もあり、5月5日以降、全国で50基の原発がすべてが停止している。

こうした中で、野田首相は、大飯原発再稼働の判断をしたが、国会事故調査委員長は「調

査報告をなぜ待たないでやるのか理解できない」と疑問を投げかけ、さらに国会質疑を通じて、防災担当大臣が「トラフ型の大規模地震は想定されていない」とした答弁を撤回して「断層を考えると地震の可能性はさまざまあり、分析の途上だ」と修正したり、経済産業大臣は「再調査の必要ない」と答弁するなど大臣の見解が異なるもとの野田首相の再稼働判断は、政府としての判断にはなり得ない。

このように大飯原発再稼働ありきで、国民に新たな安全神話を押しつけ、国民のいのちを危険にさらす最悪の判断をすみやかに撤回すべきである。もともと原子力発電は、現在の技術ではコントロールしきれない危険なエネルギー源であり、「安全な原発」の実現が不可能なことは明確である。政府は、長期的なエネルギー政策について、「エネルギー・環境会議」で原発「ゼロ」の選択肢の一つに掲げているものの、国民世論に応える方向には至っていない。原発からの撤退の決断で、再生可能な自然エネルギーの戦略を確立することこそ国民の声に応える唯一の道であり、エネルギー浪費型の24時間社会の見直し、ゆとりある働き方の低エネルギー社会への転換など日本の将来を見据えて、大飯原発再稼働の撤回、原発からの撤退の政治決断を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月19日  
京都府京丹波町議会議長  
野口 久之

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案をされております大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書に賛成の立場で、討論をいたします。

野田首相は、関西電力の大飯原発3、4号機を再稼働することを政府の最終的な判断とす

るとして、再稼働の最終決定を行いました。

福井県知事の同意をもって、立地自治体の理解を得られたとしていますが、国民の多くは、再稼働に反対であります。福島原発の事故から1年以上も経過する中、いまだに原因究明もされないまま、具体的な対策も示さないまま、ただ、電力不足を理由に原発再稼働を強行しようとすることは、原発への考えが安全神話の復活そのものであります。

今すべきことは、原発に頼らない新しいエネルギー政策の方向性を示し、国民の命と安全を守ることが最優先であり、安全対策が後回しの大飯原発の再稼働は撤回すべきであるとして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

発議第3号 大飯原発再稼働判断を撤回し、原発ゼロの日本へ政治決断を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第3号は否決されました。

《日程第12、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第13、議員派遣の件》

○議長（野口久之君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

以上で本日の議事日程及び本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成24年第2回京丹波町議会定例会をこれをもって閉会といたします。

議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまでございますが、この場において全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代